

<2023 年度以降契約を開始する新規事業用>

脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業基本契約書

(ひな型)

平成23年 4月 1日制定
平成26年 3月25日改正
平成26年12月 1日改正
平成27年 4月 1日改正
平成27年 7月 1日改正
平成28年 6月15日改正
平成29年 4月 25日改正
2023年 4月 14日改正

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と□□□□□（以下「乙」という。）とは、次のとおり「○○○○○○○○○○○○○○○○○○実証事業（国名）」に係る脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(委託業務の内容)

第1条 甲は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○実証事業（国名）（以下「本事業」という。）の実施にあたり、本契約の他、以下各号に規定する一連の事業を、各号の事業実施前に甲が指定する個別の委託契約書（以下「個別契約」という。）の締結により乙へ委託し、乙はこれを受託する。

- 一 本事業に関する実証前調査（以下「FS」という。）
- 二 本事業に関する実証事業（以下「実証事業」という。）
- 三 本事業に関するフォローアップ（以下「フォローアップ」という。）

(契約金額等)

第2条 本契約における契約金額とは、前条各号に定めるFS、実証事業及びフォローアップの合計額とし、甲は個別契約書に記載の限度額に基づき乙が委託業務の実施に要する経費を乙に支払うものとする。

(委託期間)

第3条 本契約の委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は、次のとおりとする。
委託期間 ○○○○年○○月○○日から○○○○年○○月○○日まで

ただし、第1条各号に規定する事業についての委託期間は、各個別契約において定めるものとする。

(事業化評価の実施)

第4条 甲は、第1条第一号に定めるFSに係る個別契約の委託期間中又は委託期間終了後において、乙に対して実証事業への移行に係る事業化評価を行うものとする。

2 甲は、事業化評価を適正に行い、当該評価の結果に応じて委託業務の継続、条件付き継続又は実証事業への移行の中止等の決定を行い、これを乙に通知する。

3 甲は、第1条にかかわらず、前項の規定により実証事業への移行の中止の決定を行ったときは、本通知と同時に本契約は自動的に終了することに、甲と乙は合意するものとする。

(基本協定書等の締結)

第5条 甲は、前条第2項の結果により乙に実証事業を実施させることを決定した場合は、その旨を乙に通知するとともに、相手国カウンターパート等との間で実証事業の実施に係る文書の締結等（基本協定書の締結等）を行うものとする。

2 乙は、前項文書に基づき実証事業を実施するため、相手国サイト機関等との間で実証事業の詳細を規定する契約書を締結しなければならない。

(フォローアップへの移行)

第6条 乙は、第1条第三号に定めるフォローアップの実施を求める場合には、第1条第二号に定める実証事業委託期間中において、フォローアップに係る計画書を提出しなければならない。なお、乙が、乙のみの負担によりフォローアップを実施する場合は、その旨を記載した計画書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙から提出された計画書を受理したときは、その内容を審査し、フォローアップへの移行について判断するものとする。審査にあたり、甲は必要に応じ乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。

3 甲は、前項の規定によりフォローアップへの移行について判断を行ったときは、その結果を乙に通知する。なお、フォローアップへの移行の中止の決定を行ったときは、本通知と同時に本契約は自動的に終了することに、甲と乙は合意するものとする。

(契約変更)

第7条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

一 委託期間の中途において、契約金額、委託期間等の変更を行う必要が生じたとき。

二 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履

行が困難となったとき。

- 2 委託期間が事業年度を超える契約において、日本国政府の予算又は方針の変更等により本契約の変更を行う必要が生じたときは、甲は契約の内容を変更できるものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。

二 乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。

三 乙が甲との委託契約等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

- 2 前項に定める場合以外において、日本国政府の予算又は方針の重大な変更等に伴い、甲が当該業務の中止を決定した場合は、1ヶ月の予告期間を定めて乙に通知することにより、中止を決定した日以降の本契約及び個別契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第9条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置)

第10条 本契約締結の際予測することのできない事由であって、甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除することができる。

(不正行為等に対する措置)

第11条 乙が第8条第1項第三号に規定する行為を行ったときは、甲は、その防止、是正のために必要な措置を講じることができるものとする。

(存続条項)

第12条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても、前条に掲げる条項については、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。

(中長期計画を超える契約の効力)

第13条 委託期間の定めにかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103

号。以下「通則法」という。)に定める甲の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る本契約の効力は、通則法第35条の5の規定に基づき、甲の次期中長期計画が経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

(その他定めのない事項等の取扱)

第14条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

本契約の締結を証するため、契約書〇通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙